

柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第16号

柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年柴田町規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="260 880 785 958"><u>柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u></p> <p data-bbox="213 1021 296 1055">（趣旨）</p> <p data-bbox="165 1070 785 1341">第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、<u>柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成29年柴田町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="213 1404 296 1438">（定義）</p> <p data-bbox="165 1453 349 1487">第2条 （略）</p> <p data-bbox="165 1503 785 1581">2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="213 1597 381 1630">（1） （略）</p> <p data-bbox="213 1646 785 2013">（2） 電子証明書 申請等をする者又は町の<u>機関等</u>が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（町の<u>機関等</u>の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。</p>	<p data-bbox="904 880 1430 958"><u>柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p data-bbox="858 1021 941 1055">（趣旨）</p> <p data-bbox="810 1070 1430 1341">第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、<u>柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成29年柴田町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="858 1404 941 1438">（定義）</p> <p data-bbox="810 1453 994 1487">第2条 （略）</p> <p data-bbox="810 1503 1430 1581">2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="858 1597 1026 1630">（1） （略）</p> <p data-bbox="858 1646 1430 1964">（2） 電子証明書 申請等をする者又は町の<u>機関</u>が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（町の<u>機関</u>の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。</p>

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ウ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

エ その他町長が別に定める電子証明書

（手続等の告示）

第3条 町長は、町の機関等に係る手続等を、条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合は、遅滞なく、その根拠となる条例等の名称、条項その他必要な事項を告示するものとする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、町の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって町の機関等が定める機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法律及び法律に基づく命令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書又は同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、町の機関が認めるもの

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面により行う場合に記載すべき事項その他町長が必要と認める事項について、町長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等をする者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、町の機関等が定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例第3条第4項に規定する規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請書等と併せて送信する措置又は前項ただし書に規定する措置とする。

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者は、次に掲げる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等をする者は、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は当該書面等に係る電磁的記録を提出することができる。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されるべき事項

2 前項に規定する入力は、町の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に町の機関から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（町の機関からプログラムが付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用し行わなければならない。

3 第1項の申請等をする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、町の機関の定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前項の規定による電子署名又は同項ただし書に規定する措置とする。

4 同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がされたものとみなす。

5 町の機関等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、町の機関等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當

5 第1項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている有体物（書面等及び電磁的記録を除く。）があるときは当該有体物を提出し、提示すべきこととされている書面等又は有体物があるときは当該書面等又は有体物を提示しなければならない。

6 町の機関は、第1項の規定により同項第2号に掲げる事項が入力され、申請等が行われた場合において、特に必要があると認めるときは、当該入力事項の確認のために必要な限度において、同号の併せて提出すべきこととされている書面等の提出を求めることができる。

7 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

8 町の機関は、第1項の規定により申請等が行われる場合において、同項第2号の併せて提出すべきこととされている書面等について、町の機関の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情があると町の機関等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると町の機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、町の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって町の機関等が定める機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 町の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、町の機関等が定めるところにより、町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかに該当する方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の町の機関等が定めるところによる届出

3 条例第4条第4項に規定する規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他通知すべきこととされている事項を、町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 町の機関は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、町の機関に対して処分通知等を行う場合に町の機関の定める情報処理システムを使用して行うときその他町の機関が必要と認めるときは、この限りではない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるも

行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知と併せて町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は町の機関等が定める方法により当該処分通知等を行った町の機関等を確認するための措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情があると町の機関等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと町の機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 町の機関等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、町の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

のは、前項の規定による電子署名又は同項ただし書に規定する措置とする。

4 町の機関は、第1項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から町の機関の定める時間以内に記録しないときその他町の機関が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは町の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 町の機関等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべき事項を当該町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置又は町の機関等が定める方法により当該作成等を行った町の機関等を確認するための措置とする。

(適用除外)

第13条 条例第8条第1号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると町長が認める手続等

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると町長が認める手続等

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと町長が認める手続等

(添付書面等の省略)

第14条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）（次項において「政令」という。）第

(電磁的記録による作成等)

第6条 町の機関等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに記録する方法に準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とし、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する磁気ディスクを調整すること又は町の機関の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(手続等の告示)

第7条 条例第8条第1項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 手続等の名称（条例、規則の名称をいう。）

5条の表の上欄に掲げる書面等とする。

2 条例第9条に規定する規則で定めるものは、政令第5条の表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例等に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、別に定める。

(2) 手続等の根拠となる条例、規則の名称及び条項

(3) 手続等を開始又は廃止する年月日

(4) 手続等を所管する町の機関の名称

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。